

告示

埼玉県告示第二百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
ケアーズ訪問看護 リハビリステーション 深谷上野台	事業所 所在地	深谷市上野台 二四九一三オ リジン一〇一	深谷市上野台 二四九一三オ リジン一〇二	訪問看護 介護予防訪問看護
訪問介護事業所 はまゆう	事業所 所在地	ふじみ野市上 九福岡一―九―	ふじみ野市上 福岡一―九― 五ラツキ―ヒ ルズ二〇一	訪問介護